

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす世帯は、
国民健康保険税が減免となる場合があります。

【保険税の減免の対象となる世帯】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が、死亡又は重篤な傷病を負った世帯
⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯
⇒ **保険税の全額又は一部を減免**

※保険税が減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入、給与収入、不動産収入又は山林収入のいずれかが、令和2年に比べて
10分の3以上減少する見込みであること

(2) 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること
注1: 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

注2: 上記(1)の収入には事業持続化給付金、事業継続支援給付金、時短要請協力金等は含みません。

○ **保険税の減免額**は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険税額(A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した令和3年度分の保険税額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額

主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2
廃業・失業の場合 : 全部(10分の10)

注: 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等に係る**令和2年中の所得の合計額が0円又はマイナスの場合には減免できません。**

減免の内容や申請に必要な書類等の詳細については、国民健康保険課にお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、**申請は郵送**でも受け付けています。**申請期限は令和4年3月31日(木曜日)**です。(当日消印有効)

長崎市国民健康保険課賦課(ふか)係(〒850-8685 長崎市桜町2番22号)

電話: 095-829-1226 メールアドレス: kokuho@city.nagasaki.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/410000/412000/p034232.html